

延岡市若者U I J ターン促進事業における若者応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県及び市が共同で実施する若者U I J ターン促進事業に関して、延岡市若者U I J ターン促進事業における若者応援給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、若者層の移住の促進及び地域の人材確保を図ることを目的とし、その交付について、宮崎県若者U I J ターン促進事業実施要領（令和7年4月1日宮崎県総合政策部中山間・地域政策課）及び延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 名古屋圏 愛知県、岐阜県及び三重県をいう。
- (3) 大阪圏 大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県をいう。
- (4) 三大都市圏等 東京圏、名古屋圏、大阪圏又は福岡県をいう。
- (5) 移住支援金 「延岡市移住支援事業補助金交付要綱」（令和元年12月2日施行）及び「延岡市ひなた暮らし実現応援事業補助金交付要綱」（令和元年12月2日施行）に基づく移住支援金をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の表に掲げる要件1を満たし、かつ、要件2から要件5までのいずれかの要件を満たす者とする。ただし、移住支援金の交付対象者については、交付の対象外とし、移住支援金の受給者及び受給者と同一世帯に属する者からの申請は認めないこととする。

区分	内容
要件1	1 移住元に関する要件 延岡市に住民票を移す直前に連続して1年以上、三大都市圏等に在住し、かつ、三大都市圏等の事業所へ通勤していたこと。ただし、三大都市圏等から住民票を移し、別表1に掲げる人材確保支援策を活用して農林漁業の研修を受けた者（「農林漁業研修受講者」という。以下同じ。）については、当該研修受講のために住民票を移す直前に連続して1年以上三大都市圏等に在住し、かつ三大都市圏等の事業所への通勤をしていたこと。 2 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 県が若者U I J ターン促進事業の詳細を公表した令和7年4月1日以降に延岡市に住民票を移したこと。 (2) 延岡市に住民票を移した時において、29歳以下であること。ただし、住民

要件 1 (続き)	票を移した年度の 3 月末までに 30 歳となる者を含む。(4 月 1 日が誕生日の者については、前日の 3 月 31 日に次の年齢を迎えるものとする。) (3) 給付金の申請時において、延岡市に住民票を移した後 1 年以内であること。ただし、県内市町村において農林漁業の研修を受講した者については、当該研修の期間を除き、県外から住民票を移した後 1 年以内であること。 (4) 給付金の申請日から 5 年以上、継続して延岡市に居住する意思を有していること。 3 その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 日本人であること又は外国人であって出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。 (2) 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金及び給付金を受給していないこと。ただし、移住支援金及び給付金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、県及び市が認める場合を除く。 (3) その他、県又は市が給付金の対象として不適当と認めた者でないこと。
要件 2	就職に関する要件 次の 1) から 3) までのいずれかの場合に掲げる要件を満たすこと。 1) 一般の場合(ふるさと宮崎人材バンク掲載求人のうち移住支援金対象求人) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 勤務地が宮崎県内に所在すること。 (2) 就業先が、県が移住支援金の対象としてふるさと宮崎人材バンクに掲載している求人であること。 (3) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領(令和元年 7 月 19 日定め)第 5 の 2 (2) に選定された対象事業所に就業していること。 (4) 上記(2)の求人への応募日が、ふるさと宮崎人材バンクに上記(2)の求人が移住支援金対象として掲載された日以降であること。 (5) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。ただし、県及び市の判断により対象とすることができる。 (6) 当該事業所に、給付金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

要件 2 (続き)	2) 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 勤務地が宮崎県内に所在すること。 (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、次に掲げる事項の全てに該当する対象事業所に就業していること。ただし、個人経営事業所については、次のオからクの全てに該当すること。 ア 官公庁等でないこと。 イ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金が概ね50億円未満の法人のうち、地域経済構造の特殊性等から、資本金要件のみの判断では合理性を欠く等個別に判断することが必要な場合であって、かつ、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。 ウ みなし大企業でないこと。 エ 本店所在地が東京圏にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。 オ 雇用保険の適用事業主であること。 カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業を営む事業でないこと。 キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所でないこと。 ク 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。 (3) 当該事業所に、給付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (5) 目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 3) 人材確保支援策を活用した就業の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 県内の個人経営事業所に就業した者のうち、農林漁業又は医療福祉事業等に係る別表 1 に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。 (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記(1)の個人経営事業所に就業していること。 (3) 上記(1)の事業所に、給付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
----------------------	--

要件 3	起業に関する要件 1) 起業支援金の交付決定を受けている場合 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領において、知事が別に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。 2) 1) 以外の起業の場合 ① 対象者に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 県が若者U I J ターン促進事業の詳細を公表した令和 7 年 4 月 1 日以降に個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。 (2) 延岡市内において法人の登記又は個人事業の開業の届出を行う者 (3) 上記(1)で設立される事業所の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。 (4) 給付金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が代表する上記(1)の事業所を継続する意思を有していること。 (5) 対象となる事業について、商工会議所等の支援機関による創業又は経営に関する支援等を継続して受ける意思を有していること。 ② 対象となる事業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 地域コミュニティの維持に必要な事業で、かつ、サービスの供給が十分でない事業であること。 (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。 (3) 延岡市内で実施する事業であること。 (4) 県が若者U I J ターン促進事業の詳細を公表した令和 7 年 4 月 1 日以降に、新たに起業する事業であること。 (5) 給付金の申請前に商工会議所等の支援機関の支援を受けて作成した事業計画書が、市長の承認を得ていること。 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業を営む事業でないこと。
要件 4	自営による農林漁業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 農林漁業に係る別表 1 に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。 (2) 県が若者U I J ターン促進事業の詳細を公表した令和 7 年 4 月 1 日以降に、延岡市内において、自営での農林漁業に就業したこと。 (3) 給付金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

要件 5	事業承継に関する要件 ① 対象者に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 県が若者U I J ターン促進事業の詳細を公表した令和 7 年 4 年 1 月以降に、延岡市内に所在する個人事業若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の事業を承継し、その代表者となる者であること。 (2) 承継する法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。 (3) 給付金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が承継する上記(1)の事業を継続する意思を有していること。 ② 対象となる事業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 承継する事業の内容が、地域経済の活性化又は地域コミュニティの維持に資するものであること。 (2) 延岡市内で実施する事業であること。 (3) 県内の事業承継支援機関による支援を受け、県が若者U I J ターン促進事業の詳細を公表した令和 7 年 4 年 1 月以降に、事業承継が成立したと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業を営む事業でないこと。
------	---

(給付金の額等)

第 4 条 給付金の額は 1 人あたり 30 万円とし、給付金の交付の申請は 1 人 1 回限りとする。

(申請)

第 5 条 給付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請しようとする年度の 2 月末日までに、次の表の該当要件の区分に応じ、それぞれ同表に定める書類を市長に提出するものとする。

該当要件	提出書類
要件 1	(1) 若者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第 1 号） (2) 誓約書（様式第 1 号別紙 1） (3) 個人情報の取扱いに係る同意書（様式第 1 号別紙 2） (4) 本市の住民票 (5) 写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等の提示により本人確認できる書類） (6) 移住元の住民票の除票、戸籍の附票等の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類の写し

要件 1 (続き)	(7) 給付金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード（振込先の口座情報が確認できるものに限る。）の写し
	【三大都市圏等における企業等への通勤者のみ提出が必要な書類】 三大都市圏等勤務事業所等就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）（様式第 2 号－ 1）
	【三大都市圏等に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類】 (1) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） (2) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
要件 2 の 1) 又は 2)	就業証明書（対象事業所就業）（就業先企業等の雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第 2 号－ 2）
要件 2 の 3)	(1) 研修計画書、就業のための資金や給付金等に係る交付決定通知書、その他受講内容、受講地及び受講期間が確認できる書類 (2) 就業証明書（個人事業所就業）（就業先事業所の雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第 2 号－ 3） (3) 支援策活用証明書（個人・自営）（様式第 2 号－ 4） ※ 就業開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。 (4) 修了証書の写し（研修機関より発行がある場合）
要件 3 の 1)	起業支援金の交付決定通知書
要件 3 の 2)	(1) 商工会等支援機関支援証明書（起業）（様式第 2 号－ 5） (2) 事業計画書 (3) 起業に係る市長の承認を証する書類
要件 4	(1) 研修計画書、就業のための資金や給付金等に係る交付決定通知書、その他受講内容、受講地及び受講期間が確認できる書類 (2) 支援策活用証明書（個人・自営）（様式第 2 号－ 4） ※ 就業開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。 (3) 修了証書の写し（研修機関より発行がある場合）
要件 5	(1) 事業承継支援証明書（事業承継）（様式第 2 号－ 6） (2) 事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業承継計画書（様式第 2 号－ 7）等）

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の申請の内容が適正であると認めたときは、若者応援給付金交付決定通知

書（様式第3号）により申請者に通知し、給付金を交付するものとする。

（額の確定の省略）

第7条 規則第13条第3項の規定により、給付金の額の確定を省略するものとする。

（変更等の報告）

第8条 給付金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日から1年以内に、第3条に定める要件に該当しなくなった場合
- (2) 申請日から3年に満たない期間内に延岡市から転出した場合
- (3) 申請日から1年以内に、給付金の要件を満たす職（第3条の表要件2に該当する就職に限る。）を辞した場合
- (4) 申請日から1年以内に起業支援事業に係る交付決定又は起業にかかる市長の承認を取り消された場合
- (5) 申請日から3年以上5年以内に延岡市から転出した場合

（交付決定の取消し及び給付金の返還）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該各号に定める額の給付金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 前条第1号に規定する場合 全額
- (2) 前条第2号から第4号までに規定する場合 全額
- (3) 前条第5号に規定する場合 半額
- (4) 虚偽の申請をした場合 全額

2 市長は前項の規定により、給付金の交付決定を取り消したときは、若者応援給付金交付決定取消・返還通知書（様式第5号）によって受給者に通知し、給付金の返還を求めるものとする。

（給付金の返還免除）

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による給付金の返還を免除することができる。

- (1) 雇用された法人又は個人経営事業所の倒産等のやむを得ない事由により第8条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 災害、病気等のやむを得ない事情により第8条各号のいずれかに該当すると市長が認めるとき。

2 受給者は、前項の規定による返還免除を希望する場合は、返還免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還免除の可否について、若者応援給付金返還免除可否決定通知書（様式第7号）により受給者に通知するものとする。

(給付金の交付及び返還に係る情報共有)

第11条 市長は、給付金の申請情報、受給者の就業先情報及び給付金の返還対象者に関する情報について、必要に応じて受給者又は就業先に報告を求め、立入調査等を実施し、速やかに県と共有することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年8月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（経営開始支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（地域計画早期実現支援枠）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（世代交代円滑化タイプ）
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修支援事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業 （次世代人材投資（準備型）事業）
県（企業振興課）	フードビジネス支援体制強化事業
県（山村・木材振興課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 （みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （新規就業準備給付金事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	宮崎県保育人材就職支援センター運営事業
県（水産政策課）	漁業DXによる担い手確保育成事業

	(経営開始資金等交付事業)
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業D Xによる担い手確保育成事業 (漁業スタートアップ研修)
宮崎県農業振興公社	新規就農支援研修生助成事業